

機械警備の仕様例

参考資料 5

1. 対象物件（以下「施設」という。）

名 称	区 域	所 在 地	火災報知器
自然文化園中央管理棟	自然文化園	吹田市千里万博公園 10 番 13 号	なし
EXPO'70 パビリオン	同 上	吹田市千里万博公園 10 番 10 号	あり
自然観察学習館	同 上	吹田市千里万博公園 10 番 16 号	あり
運動施設中央管理事務所	スポーツ南地区	吹田市千里万博公園 3 番 1 号	なし
万博記念競技場	スポーツ東地区	吹田市千里万博公園 5 番 2 号	あり
スポーツハウス	スポーツ西地区	吹田市千里万博公園 11 番 1 号	あり
フットサルハウス	同 上	吹田市千里万博公園 11 番 1 号	なし

2. 目的

施設における火災、盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、もって同建物の円滑な運営に寄与することを目的とする。

3. 警備方法

施設警備の方法は、機械警報器による機械警備方式とし、必要な警報機器等を設置する。

4. 警備時間等

(1) 警備時間の範囲

① 原則として次のとおりとする。

施 設 名	時 間 帯	備 考
自然文化園中央管理棟	17時30分～翌日9時	休園日は終日
EXPO'70 パビリオン	17時30分～翌日8時30分	同 上
自然観察学習館	16時～翌日9時30分	同 上
運動施設中央管理事務所	22時～翌日9時	無休（年末年始を除く）
	※ 4～9月の土日祝は、翌7時	
万博記念競技場	17時～翌日9時	休園日は終日
	※ Jリーグ開催時は試合終了以降	
スポーツハウス	22時～翌日9時	無休（年末年始を除く）
フットサルハウス	22時～翌日9時	同 上

※ 休園日 - 水曜日（繁忙期は営業）、年末年始（12月28日から1月1日）

② 前項の規定にかかわらず、業務に伴い、その時間を変更する。

(2) 警備実施時間

原則として、施設が無人の状態にあるときで、警報装置作動開始の信号を受信したときから、警報装置作動解除の信号を受信したときまでの間とする。

5. 業務実施要領

(1) 警備開始・終了時の取扱

- ① 施設からの最終の退出者は、防火、防犯（施錠確認など）、その他の事故防止上必要な措置を行い、警報装置作動開始（警報装置を「ON（＝警戒）」状態とし退出する。これにより警備開始とする。
- ② 施設への最初の進入者は、警備エリアに進入前、警報装置作動解除（警報装置を「OFF（＝解除）」状態にして進入する。これにより警備終了とする。

ただし、火災の警報は終日警備とする。

(2) 異常信号への対応

監視センターでは、警報受信機を警備実施時間中（火災の警報は終日）監視し、施設からの異常信号を受信したときは、速やかに警備員を現場に急行させるとともに火災の異常を感知したときは、大阪府に連絡して対応についての指示を受けること。

(3) 現場確認等二次的対応

- ① 被害状況、侵入者の有無等現場及びその周辺の状況を十分確認した上、必要に応じて事態の拡大や再発防止等のため臨機の措置をとること。
- ② 異常事態の現場確認の結果、必要と認めたときは所轄警察署及び消防署に通報するとともに、大阪府の緊急連絡者へ電話にて連絡する。
- ③ 火災の発生を現場確認したときは、直ちに消防署へ通報すること。

(4) 異常時措置報告書の提出

施設において発生した異常に対する対処内容について、大阪府に対し速やかに報告書を提出すること。

6. 警報装置

- ① 施設に警報装置を設置するにあたり、大阪府と協議し工事を行うこと。ただし、既設物件（別紙参考図参照）より設置状況が劣ることがないように設置することとし、既設のセンサー等の継続使用は行わないこと。また、設置図面を作成し、提出の上、実施すること。
- ② 警報装置を設置するにあたり、既存警備機器（センサー・情報搬送機、キーロック等）の撤去等が必要な場合は、設置者の費用負担により工事を行うこと。
- ③ 指定する日までに警報装置の設置を完了させ、機械警備を開始すること。なお、警報装置の設置が完了するまでの間等、機械警備の実施が困難な場合については、大阪府と協議の上、警備員の派遣等適切な代替措置を講じること。
- ④ 施設に設置した警報装置の正常作動確認及び監視を行うこと。
- ⑤ 設置した警報装置の操作方法並びに監視内容等に関する説明書を作成し、関係者に周知すること。
- ⑥ 使用する回線は、万一その回線が切断された場合でも、監視センターにおいて認知できる機能を有するものとする。
- ⑦ 関係者による警報装置の操作運用（警報装置のON及びOFF）においては、容易な複製が不可能である専用のICカード等を利用するものとする。
- ⑧ 警報装置は、停電時においても30分以上のバックアップ機能を有するものとし、また、バッテリーの容量については適宜チェックできる機能を有するものとする。
- ⑨ 万一、警報装置の故障により、作動に異常を生じたときは、速やかに警備上の安全措置を講ずること。

7. 保守点検

警報機器類の機能について、適宜点検を行うとともに必要に応じて補修又は改善を行うこと。

8. その他

- ① 警備担当責任者届その他業務の遂行体制についての届出書を業務着手時に大阪府に提出すること。なお、届出事項に変更があった場合は、速やかに変更届を提出すること。
- ② 監視用通信回線の申請料金及び使用料金は指定管理者の負担とする。
- ③ 警備業法第43条（即応体制の整備）に基づき、異常事態発生時の警備員到着時間短縮等警備体制の確立を図ること。
- ④ 事故発生等必要な事項は、速やかに大阪府に連絡するとともに、必要に応じて遅滞なく報

告書を提出すること。

- ⑤ 監視センターにおける警備日誌、信号受信記録のほか業務の履行に関する書類及びデータを整理し、保存し、大阪府が求めたときは、速やかに提示すること。
- ⑥ 大阪府は、警報装置の増移設工事が必要となった場合は、原則として15日前にその旨を指定管理者に通知するものとする。
- ⑦ 業務遂行のため、預託した甲の鍵は、毎日必要な点検を行うなど厳重に管理すること。
- ⑧ 大阪府に対しICカード各施設10枚を預託するものとする。
- ⑨ 事故発生を防止するため、警備実施中であることの表示を行うこと。

【参考資料】 既存警備機器の概要

※ 本資料は、各施設の警備区域等を参考に示すものですので、実際の仕様とは一部異なっている。

<施設名>

- ①自然文化園中央口管理棟 [図面 1]
- ②EXPO'70 パビリオン [図面 2-1・2-2]
- ③自然観察学習館 [図面 3]
- ⑥運動施設中央管理事務所 [図面 6 現・6 新]
- ⑦万博記念競技場 [図面 7-1・7-2・7-3・7-4・7①・7②・7③]
- ⑧スポーツハウス [図面 8-1・8-2]
- ⑨フットサルハウス [図面 9-1・9-2]

<機器の概要>

番号	情報 搬送器	回路 表示器	キー ロック	カード リーダー	キー スイッチ	マグネット センサー	赤外線 センサー	シャッター センサー	ガラス センサー	パト ライト
①	1		1			20	1		8	
②	1	1		2		17	29			
③	1	1	1			3	12	1		
⑥	1	1			1		6			
⑦	1		19			41	3			
	防犯警報盤 1	1 受信機 2			2	36	25	1		12
⑧	1	1	1			16	11		5	
⑨	1	2	2		1	26	3			